

## 小郡市発注工事等からの暴力団関係業者の排除について

小郡市では、平成22年3月に「暴力団等排除条例」が制定され、7月に施行となりました。

そこで、市発注工事やその他の事務又は事業からの暴力団排除を強化するため、下記のとおり取り扱うこととなりましたので、条例の主旨をご理解いただき入札・契約にあたりご留意いただきますようお願いいたします。

### 1. 競争入札参加資格の改正

申請のあった業者の代表者及び役員が暴力団員かどうか福岡県小郡警察署に照会を行います。該当すれば、資格なしとして、小郡市競争入札参加資格者名簿に登載いたしません。

そこで、競争入札参加資格審査申請時には、「役員等調書及び照会承諾書」及び「誓約書」の提出が必要となります。

### 2. 契約約款の改正

#### ① 請負者（元請負人）に関すること

請負者（元請負人）が工事請負契約約款第46条の2第1項各号に該当する業者（以下「暴力団関係業者」という。）の場合、市は契約を解除することができます。この解除により請負者（元請負人）に損害があっても、市はその損害の賠償の責は負いません。

さらに、この場合の違約金は、請負代金の10分の1となります。

#### ② 下請負人に関すること

暴力団関係業者を下請負人にしてはなりません。請負者（元請負人）が暴力団関係業者を下請負人としていた場合、市は請負者（元請負人）に対して、当該下請契約の解除等（請負者（元請負人）が当該下請契約の当事者でない場合は、請負者（元請負人）が当事者に対して解除を求めることを含む。）を求めることができます。この解除等による損害については、請負者（元請負人）が責任を負うものとします。また、請負者（元請負人）が正当な理由なく市からの解除要求に応じなかった場合、市は請負者（元請負人）との契約を解除することができます。

この場合の違約金も、請負代金の10分の1となります。

### 3. 誓約書の提出

契約締結時に、市に暴力団排除に関する条項等を認識・了承した旨の「誓約書」の提出を義務付けます。

また、下請施工を行う場合、請負者（元請負人）には、業者間契約における損害賠償請求などのトラブル回避のため、「誓約書（業者間契約）」を徴収させることとします。

なお、この「誓約書（業者間契約）」は、市への提出を義務付けるものではありません。

#### 4. 下請施工体系図の提出

全ての建設工事において下請施工を行う場合、請負者（元請負人）からの下請施工体系図の提出を義務付けます。また、下請施工体系図に変更があった場合も遅滞なく提出させます。

報告された下請負人が暴力団関係業者と確認された場合、契約約款に基づき、請負者（元請負人）に対して下請契約解除要求を行います。請負者（元請負人）が正当な理由なく下請契約解除要求に応じない場合、請負契約解除となります。

※請負者（元請負人）においては、下請負人の選定にあたり暴力団関係業者を選定しないよう注意が必要です。

#### 5. 不当介入の通報義務

市発注工事に関し、暴力団等から不当要求等を受けた場合、所轄の警察署及び市に報告させることとします。なお、必要な報告を怠った場合、指名停止措置を行う場合があります。

#### 6. 指名停止措置の強化

小郡市指名停止等措置要綱の改正を行い、別表第3「暴力団組織等に対する措置基準」の措置期間を最大24カ月とし厳罰化します。また、契約約款に違反した場合、別表第1「事故等に基づく措置基準」の契約違反として指名停止措置の対象となります。

※誓約書等の様式については、小郡市ホームページ→入札情報→工事業務関係様式に掲載しています。

小郡市役所

財政課契約・管財係

TEL 0942-72-2111(内線 234)